

水道料金の債権放棄について**1. 趣 旨**

水道料金の未収金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を経て、最終的には給水停止措置を行い、未収金の削減に努めている。

しかし、一部には無届転居による所在不明や破産・廃業等により回収が困難になっているものがあり、権利を放棄しない限りいつまでも債権が残ることになる。

これらの債権について、令和5年3月23日に開催された上下水道部債権処理検討庁内委員会において債権放棄妥当と判断されたことから、浜松市債権管理条例に基づき債権放棄を行った。

2. 放棄年月日 令和5年3月31日**3. 適用条項** 浜松市債権管理条例第12条第1項各号**4. 放棄債権の内訳**

放棄理由	人数	件数	金額	参考(前年度)
破産事件の終結	9人	24件	110,463円	123,530円
廃業等	14人	26件	161,732円	43,940円
死亡	65人	106件	191,217円	232,661円
所在不明等	189人	345件	717,707円	2,652,752円
その他(※)	126人	236件	1,012,132円	1,242,171円
計	403人	737件	2,193,251円	4,295,054円

(※) 2年の消滅時効が到来した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の消滅時効に合わせ債権放棄したもの。